

令和6年10月からの児童手当について（お知らせ）

児童手当法の改正により、令和6年10月分（12月支給分）から児童手当の制度が一部変わります。

- (1) 所得制限が**撤廃**されます。
- (2) 児童手当の支給対象年齢が**高校生の年代まで延長**されます。
- (3) 多子加算のカウント対象の年齢が**22歳年度末まで延長**されます。
- (4) 第3子以降の支給額が**月30,000円**になります。
- (5) 支給回数が**年6回（偶数月）**になります。

支給額（月額）

制度改正前 …令和6年9月分まで

児童手当 所得制限限度額未満		特例給付 所得制限限度額以上かつ 所得上限限度額未満		所得制限の廃止		支給対象外 所得上限限度額以上	
3歳未満		15,000円		一律	5,000円	一律	支給なし
3歳～小学生	第1子・第2子	10,000円					
	第3子以降	15,000円					
中学生		10,000円					

制度改正後 …令和6年10月から

児童手当 算定人数・年齢区分		支給月額
第1子・第2子	3歳未満	15,000円
	3歳～18歳年度末まで	10,000円
第3子	0歳～18歳年度末まで	30,000円

所得額による
「手当が支給されない」
「支給額が5,000円」
といった制限が
なくなります



多子加算のカウント方法

制度改正前 令和6年9月まで	カウント外 支給対象外	カウント外 支給対象外	第1子 支給対象外	第2子 10,000円	第3子 15,000円
	 22歳	 18歳	 16歳	 13歳	 5歳
制度改正後 令和6年10月から	23歳 カウント外 支給対象外	19歳 第1子 支給対象外	16歳 第2子 10,000円	13歳 第3子 30,000円	5歳 第4子 30,000円

支給スケジュール

支給月	R6.10月	R6.12月	R7.2月	R7.4月	R7.6月	R7.8月
支給対象 の手当額	6~9月分	10・11月分	12・1月分	2・3月分	4・5月分	6・7月分

※制度改正後の支給開始は令和6年12月10日(火)支給分からです。

申請が必要な方

… 申請の要否や申請書類については、「児童手当制度改正に伴う手続きフローチャート」をご確認ください。

- ① 所得上限額以上のため、児童手当等を受給していない方
- ② 高校生年代の子のみを養育している方
- ③ 現在、児童手当等を受給している方のうち、高校生の年代※1の子がいる方
※1 平成18年4月2日~平成21年4月1日生まれ
- ④ 現在、児童手当等を受給している方のうち、大学生の年代※2の子がいて、その子と高校生の年代までの弟妹合わせて3人以上の子を養育している方
※2 平成14年4月2日~平成18年4月1日生まれ

※要領改正に伴い、申請様式が変更となっていますので、変更後の様式を福利課ウェブページよりダウンロードの上
使用してください。



問合せ・申請先

宮城県教育委員会 福利課企画管理班
〒980-8423 仙台市青葉区本町3-8-1 県庁15階
電話：022-211-3672
mail：hukurp@pref.miyagi.lg.jp
web：https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hukuri/

福利課HP

